

2 指導対象事業場の監視・指導

(1) 重点監視事業場

| 重点監視事業場 | ランク | 対象 | 主な業種 | 監視計画(回/年) | | | 指導対象事業場数 |
|---------|-----|--|--|-----------|---------|----------|----------|
| | | | | 水質検査 | 立入検査 | 報告徵収 | |
| A | A | <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質(Cr, CN)を多量に使用する事業場 ・Crめっき、Crめっき製版(循環使用除く) ・検査・研究業のうち、特に重要な監視が必要であると判断される事業場 ・有害物質を多量に扱う産業廃棄物処理業 | めっき業 (電気めっき) 検査研究業 産業廃棄物処理業 | 定期 8 | 定期 1 | 月次 12 | 6 |
| | B | <ul style="list-style-type: none"> ・以下の条件(①～③)が全て当てはまる検査・研究業の事業場 <ul style="list-style-type: none"> ①有害物質を使用し、排出するおそれがある ②水質汚濁防止法施行規則第1条の2 第1～3号に該当する ③日排水量が1,000m³以上 ・日排水量500m³以上の食品製造業 ・食品製造業のうち除害施設のない特に監視の必要な事業場 ・VOCを含有する洗濯物を取り扱う洗濯業 ・有害物質を扱う産業廃棄物処理業 | 食品製造業 検査研究業 洗濯業 | 定期 4 | 定期 1 | 月次 12 | 7 |
| | C | <ul style="list-style-type: none"> ・以下の条件(①～③)が全て当てはまる検査・研究業の事業場 <ul style="list-style-type: none"> ①有害物質を使用し、排出するおそれがある ②水質汚濁防止法施行規則第1条の2 第1～3号に該当 ③有害物質の使用状況の詳細な把握が困難 ・Crめっき・表面処理業(めっきについては循環使用かつ下水道にCr含有排水が流れる可能性が高い事業場) ・Znめっき・表面処理(鋼材、表面処理剤を大量に使用するもの) ・有害物質の使用量が少ない表面処理業 ・VOCを使用し下水道への排出のおそれのある事業場(測定用STDのみの場合を除く) ・腐食製版を行う印刷製版業 ・日排水量50m³以上で以下のもの →食品製造業 →洗濯業 ・有害物質を扱うが、処理量が少ない産業廃棄物処理業 ・清掃工場 | 表面処理業 検査研究業 食品製造業 洗濯業 産業廃棄物処理業 清掃工場 | 定期 2 | 定期 1 | 月次 12 | 68 |
| 合 計 | | | | | | | 81 |

※ VOC(揮発性有機化合物)

(2) 一般監視事業場

| ランク | 対象 | 主な業種 | 監視計画 (回/年) | | | 指導対象 事業場数 |
|---------|--|---|---------------|--------------|---------------------------|--------------|
| | | | 水質 検査 | 立入 検査 | 報告 徴収 | |
| D | <ul style="list-style-type: none"> ・Crめっき（循環使用） ・Znめっき・表面処理（鋼材、表面処理剤を少量使用） ・酸アルカリ処理表面処理業 ・有害物質の使用量が極めて少ない表面処理業 ・印刷製版業で以下のもの <ul style="list-style-type: none"> →Crめっき製版（循環使用） →腐食製版（実行頻度が極めて低い） →VOC使用 ・日排水量50m³未満の洗濯業（有害物質を使用するドライクリーニング） ・以下の条件が全てあてはまる検査・研究業 <ul style="list-style-type: none"> ①有害物質を使用する(STDのみの場合も含む) ②水濁法施行規則第1条の2 第1~11、13号に該当又は準ずるもの ・整備面積が800m²以上の自動車整備工場 ・排水量が50m³以上の71号設置整備工場 ・VOC少量使用事業場 | <ul style="list-style-type: none"> めっき業 表面処理業 検査研究業 印刷製版業 洗濯業（ドライクリーニング） 車両整備業 | 定期 ※1 | 定期 ※2 | 年次 1 月次 12 ※3 | 92 |
| 一般監視事業場 | <ul style="list-style-type: none"> ・表面処理業で以下のもの <ul style="list-style-type: none"> →有害物質不使用、石油系アルカリ洗浄剤使用 ・特定病院 ・検査事業場で以下のいずれかに当たるものの <ul style="list-style-type: none"> ①水濁法施行規則第1条の2第2号に該当又は準ずる ②細菌検査に係る業務のみ行う ③Dランク以上に当たるまらないもの ・写真現像業 ・印刷製版業で以下のもの <ul style="list-style-type: none"> →自現機、PS版のみ、印刷機にのみVOC使用 ・Dランク以外の71号設置車両整備業（ガソリンスタンドを含む） ・pH規制の生コンクリート製造業 ・VOCを使用するが排出の可能性が極めて低い事業場 | <ul style="list-style-type: none"> 表面処理業 検査研究業 特定病院 写真現像業 生コンクリート製造業 車両整備業 ガソリンスタンド等 | 随時 | 随時 | 年次 1 | 632 |
| E 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・A～E 1 ランク以外で届出がある事業場 ・日排水量50m³未満の食品製造関係特定事業場 ・日排水量50m³未満のVOC不使用洗濯業 ・VOC使用コインランドリー ・油水分離槽を設置する車両関係非特定事業場（ガソリンスタンドを含む） ・除害施設を設置する非特定病院 | <ul style="list-style-type: none"> 食品製造業 洗濯業 車両整備業 非特定病院 飲食業 旅館業 | 随時 | 随時 | 随時 | 826 |
| 合 計 | | | | | | 1,550 |

※1 Dランクの水質検査：テトラクロロエチレン等を使用するドライクリーニングについて実施する。

※2 Dランクの立入検査：検査研究業、印刷製版業、車両整備業及びドライクリーニングについては1～3年に1回立入検査を行う。

※3 Dランクの報告徴収：作業面積800m²以上の車両整備業については月次報告書の提出を、それ以外のDランク事業場については年次報告書の提出を求めている。